



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
1 2 月 6 日
号 外 （ 1 ）
木 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 条 例

※滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する

条例（市町振興課） 1

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 滋賀県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担を可能とすることとしました。（第1条、第6条および第8条関係）
- 2 滋賀県議会議員の再選挙に関する選挙運動用ビラの作成の公費負担の特例を定めることとしました。（第9条関係）
- 3 その他
 - (1) この条例は、平成31年3月1日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

条 例

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月6日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第42号

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「のビラ（滋賀県知事の選挙の場合に限る。以下）」を「および第4号のビラ（以下これらを）」に改める。

第6条中「（滋賀県知事の選挙の場合に限る。）」を削り、「第142条第1項第3号」の右に「または第4号」を加え、「同号」を「これらの号」に改める。

第8条中「第142条第1項第3号」の右に「または第4号」を加える。

第9条中「第142条第1項第3号」の右に「または第4号」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 滋賀県議会議員の選挙の一部無効による再選挙に第6条および前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「法第142条第1項第3号または第4号」とあるのは「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の5第1項の表法第142条第1項第4号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄」と、第6条中「これらの号」とあるのは「当該下欄」とする。

付 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示され

た選挙については、なお従前の例による。